

# 関東信越税理士会 熊谷支部7月例会次第

日時 平成23年7月7日(木)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |              |                    |   |              |
|--------------|--------------------|---|--------------|
| (1) 6月16日(木) | 署との協議会・例会          | 於 | ホテルガーデンパレス   |
| (2) 6月16日(木) | 支部総会・祝賀会           | 於 | ホテルガーデンパレス   |
| (3) 6月20日(月) | 日本政策金融公庫との金融懇談会    | 於 | 矢ない          |
| (4) 6月21・22日 | 熊谷法人会寄居支部第28回定期総会  | 於 | 群馬県伊香保 千明仁泉亭 |
| (5) 6月21日(火) | 熊谷青色申告会第57回通常代議員総会 | 於 | マロウドイン熊谷     |
| (6) 6月23日(木) | 本会第60回定期総会         | 於 | パレスホテル大宮     |
| (7) 6月30日(木) | あんしん財団との協議会        | 於 | いづみ寿司        |
| (8) 7月1日(金)  | 個別記帳指導説明会          | 於 | 熊谷税務署        |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・地域例会・署との協議会  
日時 7月7日(木)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 7月7日(木)午前10時00分～正午  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「金融証券税制」  
講師 税理士 小野恭利先生(川越支部)
- (3) 県連第53回定期総会  
日時 7月21日(木)午後1時30分～  
場所 パレスホテル大宮
- (4) 正副支部長・地域長会議  
日時 7月28日(木)午後5時30分～  
場所 支部事務局
- (5) 正副支部長・署との協議会  
日時 8月1日(月)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署

## 3. その他の協議報告事項

## 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

- (1) 関東信越税理士会情報
- (2) 埼玉県税理士会支部連合会情報
- (3) 熊谷支部各部会情報
- (4) その他

### 義援金の御礼

このたびの義援金につきましては会員各位のご協力に深く感謝いたします。  
尚、本会に送金した義援金は1,065,000円(6月20日送金)です。

内訳 670,000円(振り込みによる募金)  
95,000円(募金箱の集計)  
300,000円(支部会計からの募金)



5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

入会

荒木茂人(平成23年6月28日 登録)

〒360-0847 熊谷市籠原南1-312 税理士法人第一経営熊谷事務所

TEL048-533-8335

6. 次回例会予定

日時 8月4日(木) 午後4時00分～支部例会・地域例会・関係機関との協議会

場所 ホテルガーデンパレス

\*当日、午後5時より支部の納涼会を開催いたします。(会費 1,000円)

支部研修会

日時 8月4日(木)午後3時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

内容 金融ビックバンから13年 本気モードとなった金融機関のビジネスについて  
～保険ビジネス・相続ビジネスにおける士業への影響～

講師 ファイナンシャルプランナー 荻野嘉彦氏

\*バス 午後2時30分・午後3時30分 熊谷駅南口・熊谷市役所発



## 埼玉協熊谷地域7月例会

平成23年 7月 7日 (木)

於 ホテルガーデンパレス

### 会務報告

23. 6. 8 (水) 県北4地域合同「福祉共済事業地域推進会議」  
(時間, 場所) 16:30～ ホテルガーデンパレス  
(内 容) (1) 埼玉県税協の推進施策と推進状況  
(2) 税理士事務所の保険推進事例紹介  
(3) 「総合事業保障プラン」の商品内容他
23. 6. 24 (金) 第45期通常総代会議, 第28期埼玉税理士共栄会定期総会  
(時間, 場所) 13:30～ ラフォーレ清水園  
(議 題) (1) 通常総代会 (第1号議案～第9号議案)  
(2) 定期総会 (第1号議案～第3号議案)
23. 6. 24 (金) 第2回理事会  
(時間, 場所) 15:40～ ラフォーレ清水園  
(審議事項) (1) 役付理事選任の議決を決める件  
(2) 地域長の承認を求める件  
(3) 顧問の承認を求める件
23. 6. 30 (木) 熊谷地域とあんしん財団との業務連絡会  
(時間, 場所) 18:30～ いずみ寿司  
(議 題) (1) H23年度あんしん財団加入手続き等の変更について  
(2) あんしん財団制度説明について  
(3) H23年度推進目標及び推進施策について



平成23年7月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実  
地域長 林 法政  
副支部長 萩原直幸  
研修部長 曾根和也

## 税理士会36時間規定研修 平成23年度支部研修会のご案内

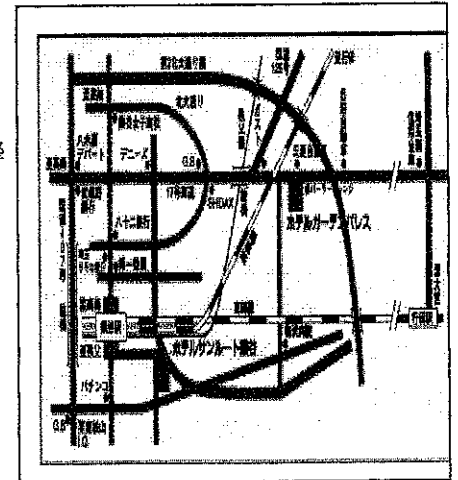
拝啓 猛暑到来となりましたが、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成23年8月4日(木) 午後3時00分～4時00分  
受付 午後2時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 金融ビックバンから13年  
本気モードとなった金融機関のビジネスについて  
～保険ビジネス・相続ビジネスにおける土業への影響  
講師 ファイナンシャルプランナー 萩野嘉彦氏  
対象 税理士会会員及び事務所職員  
バス 午後2時30分に下記の2カ所よりバスが発進  
します



熊谷市役所付近 熊谷駅南口  
単位 1単位 受講カードを忘れないようにして下さい

★ 7月22日(金)までに支部事務局宛  
お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成23年8月4日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名





平成23年7月 7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実

副支部長 中村敏行

地域長 林 法政

総務部長 寺山智久

## 8月支部例会について

8月の例会は署との顔合わせの為下記の通りとなりますので、宜しくお願いいたします。

日時 8月 4日(木)

15:00~16:00 支部研修会

16:00~16:30 支部例会・地域例会

16:30~17:00 署との協議会

17:00~19:00 懇親会

(会費として当日¥1,000集金いたします。)

場所 ホテルガーデンパレス

\*バスは午後2時30分・3時30分に熊谷駅南口・市役所前より出発します。

\*下記の出欠表を7月25日(月)までに支部事務局宛ご提出下さい。

FAX 521-9612

電話 521-3312

8月 4日 (木) の懇親会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 \_\_\_\_\_

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial matters. This section outlines the various methods and tools used to collect and store data, ensuring that all information is readily accessible and up-to-date.

2. The second part of the document focuses on the analysis and interpretation of the collected data. It describes the process of identifying trends, patterns, and anomalies within the data sets. This involves the use of statistical techniques and data visualization tools to present the information in a clear and understandable manner. The goal is to provide meaningful insights that can inform decision-making and strategic planning.

3. The third part of the document addresses the challenges and limitations associated with data collection and analysis. It highlights the potential for errors, biases, and incomplete data, and discusses strategies to mitigate these risks. Additionally, it touches upon the importance of data security and privacy, ensuring that sensitive information is protected and handled in accordance with relevant regulations and standards.

4. The final part of the document provides a summary of the key findings and conclusions. It reiterates the significance of the data and the insights gained from the analysis. The document concludes by offering recommendations for future research and improvements, emphasizing the need for continuous monitoring and evaluation of the data collection and analysis process.

## 東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する 地域（指定地域）内にある土地等（特定土地等）の評価方法

### 1 震災前（平成23年3月10日以前）に取得した特定土地等の評価方法

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震災特例法」といいます。）が施行されました。この震災特例法には、震災前（平成23年3月10日以前）に相続等により取得した土地及び土地の上に存する権利であって、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（指定地域）内にあるもの（特定土地等）の評価について、次の特例が規定されています。

（注） 「指定地域」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、並びに、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村をいいます。

#### (1) 震災特例法による特定土地等の評価の特例の概要

##### イ 相続税

平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続又は遺贈により取得した特定土地等（平成23年3月11日において所有していたものに限ります。）の価額は、その取得の時の時価によらず、「震災後を基準とした価額」によることができます。

##### ロ 贈与税

平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した特定土地等（平成23年3月11日において所有していたものに限ります。）の価額は、その取得の時の時価によらず、「震災後を基準とした価額」によることができます。

#### (2) 特定土地等の「震災後を基準とした価額」の計算方法等

特定土地等の「震災後を基準とした価額」については、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、原則として、震災による地価下落を反映した「調整率」を指定地域内の地域ごとに定めることとしていますので、平成23年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1月1日）に、この調整率を乗じて計算することができます。

## イ 路線価地域の場合

特定土地等が路線価地域にある場合の「震災後を基準とした価額」については、平成 23 年分の路線価（評価時点：1 月 1 日）に調整率を乗じて計算することができます。

### 【計算例】

路線価……………100,000 円

調整率…………… 0.80※

$$\begin{array}{rcccl} \text{(路線価)} & & \text{(調整率)} & & \\ 100,000 \text{ 円} & \times & 0.80\% & = & 80,000 \text{ 円} \end{array}$$

※ 計算例のための仮の数値です。

## ロ 倍率地域の場合

特定土地等が倍率地域にある場合の「震災後を基準とした価額」については、平成 23 年分の評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に調整率を乗じて計算することができます。

### 【計算例】

評価倍率……………1.1 倍

調整率……………0.80※

$$\begin{array}{rcccl} \text{(評価倍率)} & & \text{(調整率)} & & \\ 1.1 & \times & 0.80\% & = & 0.88 \end{array}$$

※ 計算例のための仮の数値です。

なお、平成23年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に乘じる調整率については、10月ないし11月に、別途、国税庁ホームページで公開する予定にしています。

## 2 震災後（平成23年3月11日以後）に取得した特定土地等の評価方法

指定地域内については、上記1のとおり、原則として、調整率を地域ごとに定めることとしていますので、震災後、平成 23 年中に相続等により取得した特定土地等の価額についても、上記1と同様に、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に、調整率を乗じて計算することができます。

# 「個人住民税の給与からの特別徴収制度」について

事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等（給与所得者）に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。

従業員の皆様にとっても便利な制度ですので、特別徴収されていない事業主の皆様には、お早めに手続きをお願いします。

## 従業員のメリットと事業主の負担軽減

### 《従業員のメリット》

- 従業員の方が金融機関に出向くことなく納められます。
- 普通徴収の納期限が年4回に対し、特別徴収は年12回であるので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。
- 納め忘れにより延滞金がかかる心配がありません。

### 《事業主の負担軽減》

- 所得税のように税額計算や年末調整をする手間がかかりません。
- 従業員が常時10名未満のところは、市町村の承認を受け、年12回の納期を年2回とすることができます。

## 特別徴収の方法による納税の仕組み

- 事業主が1月31日までに各市町村（従業員の所在地）へ「給与支払報告書」を提出します。
  - 各市町村が、税額の計算をし、事業主及び従業員に5月31日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。
  - 事業主が6月から翌年5月の毎月の給与日に「給与から住民税を徴収」します。
  - 事業主が給与支給日の翌月10日までに「徴収した住民税を各市町村に納付」します。
- ※ 今年度10月には、各事業主あてに特別徴収の切替を依頼する文書を送付します。

### 《問い合わせ先》

熊谷県税事務所 納税第二担当

048-523-3263



平成 23 年 7 月 7 日  
熊谷県税事務所

## 特別徴収の切替促進に係るスケジュールについて

(1) 税理士会総会で協力要請（7月）

税理士会総会や定例会議において、特別徴収の切替促進の趣旨を説明し、協力要請を依頼する。

(2) 対象者法人リストの作成（9月）

管内市町課税担当課により対象者法人リストを作成する。

(3) 文書の発送（10月）

管内市町から対象法人へ文書により協力要請を行う。

(4) 税理士への協力要請（11月）

当該法人の各関与税理士に文書及び電話により協力要請を行う。





# 個人住民税の給与からの特別徴収制度

埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです



「埼玉県のマスコットコバトン」

所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税は特別徴収をしていない、ということはありませんか？

事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等（給与所得者）に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。

従業員の皆様にとっても便利な制度ですので、特別徴収をされていない事業主の皆様には、お早めに手続きをお願いします。

## 従業員のメリット

**1** 金融機関へ納税に出向く手間を省くことができる。



**2** 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回当たりの従業員の負担が少なくてすむ。

例 年税額が12万円の場合 1回当たり  
普通徴収 3万円 特別徴収 1万円

普通徴収	特別徴収
3万円 × 4回	1万円 × 12回

1回の負担が少ない！

**3** 納め忘れにより延滞金がかかる心配がない。

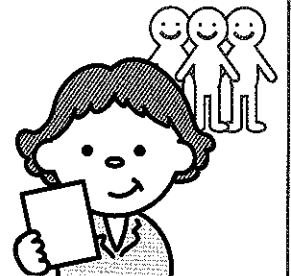


## 事業主の負担少

**1** 所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいらぬ。



**2** 従業員が常時10名未満の場合は、市町村長の承認を受け、年12回の納期を年2回とすることができる。



納期の特例

6月から  
11月分

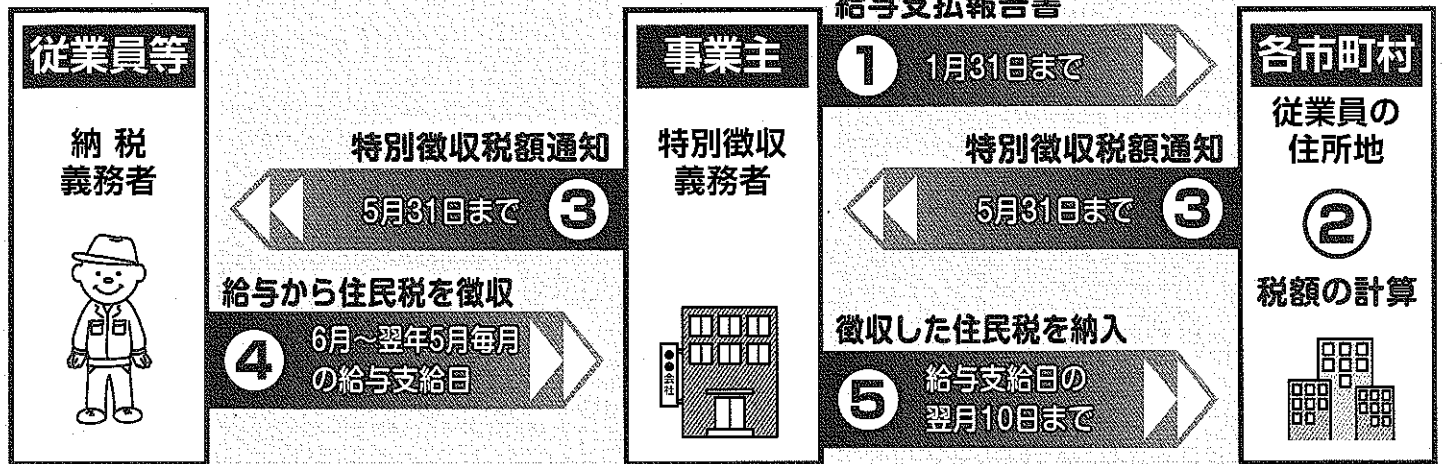
12月10日まで

12月から  
翌年5月分

6月10日まで

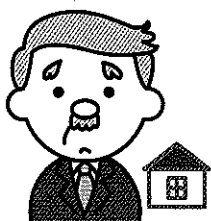


# 特別徴収の方法による納税の仕組み



## Q & A よくあるお問い合わせ

### Q.(質問)

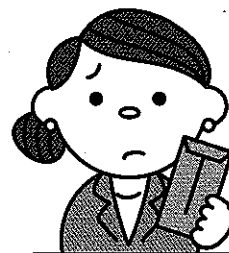


家族経営の会社で家族以外に従業員はいないので、特別徴収をしていませんでしたが、特別徴収しなければなりませんか。

### A.(答え)

給与から所得税を源泉徴収している方がたとえ1名であっても、原則として会社が個人住民税も給与から特別徴収しなければなりません。  
(地方税法第321条の4及び各市町村の条例)

### Q.(質問)



個人住民税も差し引くと従業員の手取額が少なくなってしまうので、特別徴収はしたくないのですが。

### A.(答え)

給与からの特別徴収は新たな税負担が生じるものではありません。年4回納期のある普通徴収と比べて毎月の給与から特別徴収されるため、1回当たりの負担額が少なくなるメリットがあることを従業員にご説明くださるようお願いいたします。

### Q.(質問)

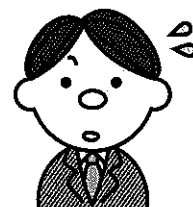


パートやアルバイトからも特別徴収をしなければなりませんか。

### A.(答え)

原則として、パート・アルバイト等の方についても特別徴収する必要があります。  
ただし、給与の支給期間が2か月に1回のみであるなどの場合は、特別徴収する必要はありません。  
(地方税法第321条の3)

### Q.(質問)



特別徴収が義務だとは知りませんでした。今すぐ、特別徴収を始めることはできますか。

### A.(答え)

年度途中からでも特別徴収を開始することはできます。必要な手続きをご説明しますので、市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

問合せ先

埼玉県総務部特別徴収課税調査課 Tel.048-830-2647  
給与支払報告書提出先市町村の個人住民税担当課

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と記載しています。

平成 23 年 7 月 7 日

関東信越税理士会

熊谷支部所属税理士の皆さまへ

埼玉りそな銀行

### 国税「ダイレクト納付」の取扱い開始について

熊谷支部所属税理士の先生方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社業務につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、関東信越税理士会埼玉県支部連合会様より、国税「ダイレクト納付」の取扱いについてのご要望をいただき、これまで所管官庁及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構等との協議を実施して参りましたが、平成 23 年 4 月 1 日から国税「ダイレクト納付」の取扱いが可能となりました。

本取扱い開始により、電子納付の際、インターネットバンキングの新たな契約が不要となり、しかも e-Tax からワンストップでの納付が可能となりますので、更なる納税者の利便性の向上に繋がるものと確信しております。

つきましては、e-Tax の促進の観点からも、より多くの納税者の皆さまに「ダイレクト納付」をご利用いただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

今後とも、これまで以上に先生方との連携を強固なものとしていただき、地元金融機関としてお客さまのニーズや利便性にしっかりと応えて参る所存でございますので、引き続きご指導、ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

以上

【担当】

(株)埼玉りそな銀行 公共法人部

柿沼・千葉

TEL 048-835-1707



## 国税の新たな納付手段

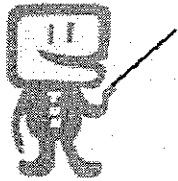
# 「ダイレクト納付」のおすすめ!

是非ご利用ください!

### ○ ダイレクト納付とは・・・

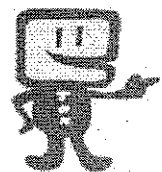
事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる納付手段です。

### ◆ ダイレクト納付のメリット



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能。  
※ 特に利用回数の多い手続に便利です(源泉所得税の毎月納付手続など)。
- ② 納付手続が簡単(電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了)。
- ③ インターネットバンキングの契約が不要。
- ④ 即時または期日を指定して納付することが可能。
- ⑤ 税理士が納税者に代わって納付手続\*を行うことが可能。  
※ 納税者本人の納税用確認番号等を登録しておくことが必要です。

### ◆ 利用可能税目



電子申告等が可能な税目(源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税)が対象となります。

※ 納付情報登録依頼については、上記の税目にかかわらず全税目がダイレクト納付利用可能です。

### ◆ 利用に当たっての注意事項

- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を提出する必要があります。
- ② 利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

詳しくは国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください。

## ◆ ダイレクト納付の利用手続

### ① e-Taxの利用開始のための手続

- ダイレクト納付を利用するには、e-Taxの利用開始のための手続\*を行う必要があります。また、メールアドレスを登録すると、ダイレクト納付の手続についての各種お知らせが、電子メールで送信されますので、メールアドレスの登録をお勧めします。  
※ 詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

### ② ダイレクト納付利用届出書の提出

- 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(ダイレクト納付利用届出書)を作成し、住所地等を所轄する税務署へ書面で提出してください。  
※ ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から入手できます。

### ③ ダイレクト納付利用可能のお知らせ

- 税務署と金融機関の登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」がメッセージボックスへ格納され、ダイレクト納付の利用が可能となります。  
※ 利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### ④ 申告等データの作成・送信

- 「申告データ」または「納付情報データ」を作成し、e-Taxを利用して送信します。

### ⑤ ダイレクト納付の利用

- 申告等データの送信後、メッセージボックスに格納される受信通知を確認し「今すぐに納付される方」または「納付日を指定される方」のいずれかを選択します。  
※ 1 メッセージボックスの内容を確認するためには、e-Taxホームページのトップページにある「受信確認(ログイン)」をクリックしてお進みください。  
2 納期限当日に申告等データを送信した場合は、納付日を指定して納付することはできません。  
3 ダイレクト納付ボタンの有効期間は、申告等データの送信日から2か月間となります。

#### 今すぐに納付する

- 「今すぐに納付される方」ボタンをクリックすることで、届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。  
※ e-Taxソフトでは「今すぐ納付を行う。」を選択します。



今すぐに納付される方

#### 納付日を指定して納付する

- 「納付日を指定される方」ボタンをクリックすることで、届出をした預貯金口座から、指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。  
※ e-Taxソフトでは「納付日を指定して納付を行う。」を選択します。

(注) 指定できる納付日は、原則として納期限までの日付になります(土、日、祝日等を除きます。)

### ⑥ 納付状況の確認

- 納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。  
※ 1 納付できなかった場合、残高不足等の「ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、必ず納付状況(エラー情報)の確認をお願いします。  
2 納付日を指定して納付された方は、指定した期日の午前中にメッセージボックスの内容をご確認ください。

～ e-Taxのご利用時間 ～

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時(祝日等を除きます。)までとなります。

なお、ご利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

整理番号

# 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名)

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

### 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	

### 2 振替日時:納付情報送付日時

### 3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	

入	力	訂正	入力	送	付	登	録

金融機関番号

約 定

一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

A 印鑑相違	F 住所相違
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違
C 口座番号相違	H その他
D 口座該当なし	
E 名義人相違	

(備考)

受 付 印	印 鑑 照 合 検	印

(口座識別番号)

(認証番号)

# ○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領（法人納税者用）

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、    内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押し印後、住所貼等を所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。  ② 提出先の税務署名を記載します。  ④ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。  ⑤ 上記④の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。  ⑥ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。 【注】 1 申告等を行う法人名義の口座に限ります。 2 口座名義に代表者氏名等が含まれている場合には、必ず代表者氏名等も記載してください。  ⑦ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。  【注】 お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。 【例】0001234  ⑧ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。  【注】 前半の記号は必ず5桁となります。また、後半の番号は左詰で記載してください。  ※ 詳しくは、「ゆうちょ銀行をご利用の方へ(記号番号記載時の注意事項)」をご覧ください。	<div style="text-align: center;"> <p><b>国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書</b></p> <p>〒1001 東京都千代田区大冨 1-1-1                      株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎                      〒1001 東京都千代田区大冨 1-1-1                      株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>氏名及び(法人名及び代表者氏名)                      株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎</p> <p>住所(所在地)                      〒1001 東京都千代田区大冨 1-1-1                      (申告書用印)</p> <p>電話                      03-1234-5678</p> <p>郵便番号                      〒1001</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>金融機関</p> <p>ゆうちょ銀行</p> <p>記号番号</p> <p>普通 5</p> <p>口座番号</p> <p>0001234</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>利用開始日</p> <p>2024.01.01</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>印影が不明な場合は、下の欄へ押し印してください。</p> </div>	③ e-Tax(国税電子申告・納税システム)の開始届出書に記載した法人名及び代表者氏名を記載し押し印します。  ⑨ ①から⑧までを記載後、預貯金口座の届出印を押し印(又は届出サイン)します。印影が不明な場合には、下の欄へ押し印してください。
--	--	--

**《利用に当たった際の注意事項》**

- ダイレクト方式電子納税を利用するためには、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用開始のための手続きが必要です。
- 利用可能金融機関については、事前に国税庁ホームページ又は税務署で確認ください。
- 利用開始届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。
- 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。